

批評と紹介

王春瑜著

明朝酒文化

山根幸夫

著者王春瑜氏は中国社会科学院歴史研究所の研究員で、従来多数の明史に関する論著を発表している。近年、中国では文化史に関する研究がきわめて活発になつたが、本書もそのような傾向を代表する著作の一つである。まず、本書の目次を紹介しておこう。

第一章 神州何处無酒家——酒与明朝社会

- 第一節 酒的生產
- 第二節 酒的銷售
- 第三節 酒与妓
- 第四節 酒与法

- 第二章 沈海卷起千丈波——酒与明朝政治
- 第一節 酒与皇帝
- 第二節 酒与宦官

批評と紹介 山根

第三節 酒与政風 第四節 酒与外交

第三章 「月斜不斬酒籌多」——酒与明朝文化藝術

- 第一節 酒具
- 第二節 酒德
- 第三節 酒社
- 第四節 酒品
- 第五節 酒与礼俗
- 第六節 酒与文学
- 第七節 酒与藝術
- 第四章 「天涯誰是酒同僚」——酒与医学・園林・旅游
- 第一節 酒与医学
- 第二節 酒与園林
- 第三節 酒与旅游

跋

以上の目次でもわかるように、著者は酒と明朝社会、酒と明朝政治、酒と明朝文化、藝術という項目をたてて、酒の歴史を叙述している。最後の酒と医学・園林・旅游は、やや無理に付け加えた観もある。以下、各章ごとに説明を加えていきたい。

第一章では、まず酒の生産について叙述する。明代の酒

生産は四種の類型があり、第一は宫廷の製作、第二は官営の作坊、第三は酒商の製作、第四は富民大戸、あるいは農家による自釀自飲である。著者は右のうち、酒商、富民、農家による製酒の事実を多数の隨筆、類書、文学作品、小説等から具体的史料を引用しながら、説明を加えている。例えば、農家の製酒については、「沈氏農書」を引用し、沈氏は自ら酒坊を開いて、製酒したことを明らかにしている。これは経済的に有利であり、その上酒糟を利用して豚を飼育することができたからであるといふ。更に、沈氏は醸造した酒の一部を市場へ投入したことを指摘している。

馮時敏『海浮山堂詞稿』や李開先『李開先集』の中にも、自家製酒の行われていたことを述べた記事がある。

次に酒の銷售について述べるが、普通の酒は一般にその地で銷售され、市集で顧客に販売されたり、或いは商人が出向いて購入した。然し、佳酒は遠路を問わず購求された。蘇州の「三白酒」は有名で、「頗る縉紳にも尚ばれ」、京師でも名声を博したという。明初、洪武帝は南京城内に十座の酒樓を建造させたと『野獲編』にはあるが、實際は十六座あつた由である。蘇州、杭州、揚州等には専門の「酒船」があり、客を載せて湖上に舟を浮べ、酒を楽しんだと云う。酒店は全国どこへ行つても沢山あつたらしい。陳仁錫は「ある県衙門の前の酒店、二十余家を下らず」と

述べ、胡侍『珍珠船』には「今、千乘の國より十室の邑に及ぶまで、酒肆あらざるはなし」と述べている。小酒店は資本も小さく利益も僅かで、店主一家の糊口を養うにすぎなかつたが、有力な者は「善釀を以て富を致す」ことも可能だつたらしい。なお、明代において酒の銷售過程で、唯利を求める奸商がさまざま不正行為を行なつたことを示している。酒の計量について、淮河以南では升を以て計算し、一升を舞、二升を瓢、三升を鱗と数えた事例も紹介している。

第三節の酒と法では、まず酒と犯罪について述べる。民諺に「酒是色媒人」、「三碗酒下肚、惡向膽邊生」というが、古来酒を飲みすぎて法を犯すのは、ごく少数の酒徒の通病にすぎなかつたけれども、酒は往々犯罪の誘因になつたともいふ。明の有名な政治家顧璘も「夜飲晏起、乃奸盜所由始」(李樂『見聞雜記』)と述べている。酒の中に砒素を入れて、人を殺した例が、『醒世恒言』の中によく見られる。方以智『物理小識』の中には「曼陀羅花酒」について述べ、「之を飲めば酔いて死せるが如し」とあるが、この曼陀羅花に関しては、郎瑛の『七修類稿』の中にも言及している。これが悪用されれば、犯罪に發展したわけである。本人は決して悪人ではないが、酒を飲むことによつて法網にふれ、慘禍を招いた事例を文学作品の中から幾つも

紹介している。次に、明朝の小説、戯曲の中で、死刑囚が臨刑の前に、死刑執行者から支給された「陽間最後一碗酒」について述べる。著者は一九五〇年、江蘇省建湖県上岡鎮で、一人の犯罪者が、処刑前に一大椀酒を与えられているのを実際に見たことを付加している。

次に、酒と妓女の関係について述べるが、最初に「酒と妓女をめぐって、多くの悲喜劇が演じられ、明代の社会生活の中に、深く烙印を押した」ことを指摘している。而して悲劇としては御史劉曉の例等を挙げ、喜劇としては齊雅秀、錢福のケースを紹介している。

第二章では、最初に酒と皇帝の関係について述べる。明朝では宫廷自ら醸造するか、或いは各地の名酒を採買して、五花十色の系列酒¹¹御酒を構成した。専門の機構として御酒房があり、それは宦官によって管理され、提督太監一員が設けられていた。宮中自醸の美酒には満殿香、内法酒があり、内法酒は総称で、具体的な酒名としては、竹葉青、金茎露、太禧白、長春露等の名称があつたという。次いで、宣宗の出した「耽嗜於酒、大者亡國喪身、小者敗德廢事」という酒論を紹介している。然し、全面的に禁酒が行われたわけではなく、皇帝も賞賜として酒を用い、朱国楨の『湧幢小品』の中には「頭腦酒」という名称も出てくる。又、太祖や武宗は微服して出訪し、酒店に遊んだとい

う。太祖がある村店で小飲した時の句に「小村店三杯五酌、無有東西」がある。英宗が漠北から帰還して軟禁されていた時、小吏張沢が彼に酒食を献じた事実も述べられている。

第二節は、酒と宦官の関係を述べる。前述した御酒房の他に、宦官の管理する酒醋麵局という専門機構があり、御酒房とは無関係であった。ただ宦官は性質が甚だ貪鄙で、貪跡が多かつたという。具体的に宦官による勒索、受賄、盜竊等の実態をも説明している。例えば、太監馮保が生漆酒を以て大臣を脅にし、法司に移送して「坐斬」に処せしめた実例を挙げる。その他、ある宦官が醸造技術に精しく、製酒を保存する秘法に通じ、造酒業の発展に貢献した事例も挙げている。

第三節では酒と政風との関係を述べるが、最初に胡惟庸の例を挙げ、彼は生活が奢靡で、政風は佳からず、酒飲をむさぼり、十数匹の猴子（さる）を飼い、衣服を着せ、帽子をかぶらせ、訓練を施した後、来客があると、茶酒を供せしめたという。この猿を「孫慧郎」とよんだ。次に、嚴嵩の置酒高会の事例を伝えるが、彼が籍没された時、彼の所有していた酒具には金酒盃、大金酒盃、中金酒盃、小金酒盃をはじめ、多数の酒具が蓄えられており、酒盃、酒盃、酒缸の重量だけでも、一七〇〇〇余両にのぼつたという。

更に清官况鍾が禁酒を厲行したことを探る。それは江南社会の秩序を安定化させるためには、積極的な意義を有していたと評価する。又、嘉靖の時、溧水知県の馮惟敏は、治績甚だ佳良であったが、彼を怨む者に誣いられて賞酒を以て密告され、落職したという。最後に、京官が深夜よく飲酒した事実を挙げている。

第四節、酒と外交では、外国の使者が来朝した場合に

は、美酒を供したが、光祿寺では公然と外賓招待の酒中に水をまぜたともいう。著者は酒風によりその当時の政風を見ることができると述べている。

第三章では、酒と文化・芸術との関係について述べる。

第一節ではまず酒具について説明する。それには酒盃、酒甕、酒壺、酒壺、酒壺、酒溫爐などさまざまなものがあり、達官・豪富の家のそれは、きわめて高価なものであつた。『金瓶梅』の中には、多種多様の高価な金銀酒具の名が挙げられている。具体的に「黒玉酒甕」（蔣一葵『長安客話』）、「瑪瑙酒壺」（沈万三の藏品、後に梅元衡の手に入り、更に宦官の手中に入る）、「犀盃」（王肯堂『鬱岡齋筆麈』）、「美人盃」（馮淮敏『海浮山堂詞稿』）、「平心杯」（『明文海』）等について紹介する。その他、「子孫菓盒」、「金蓮杯」、「成器酒杯」等をも挙げている。尚、各種の酒器を製作する匠人に関する史料は少いが、『警世通言』を引用して、北京大街に王銀匠という名手があり、嘗て王尚書のために、酒器を作成したという。明代各地で造られた酒器の中でも、広東省の产品が佳かつた由である。明初、官僚はその品級によつて用いる酒具を規定されていた。

「一、二品官の酒器は俱に黄金、三品より五品は銀壺・金盞、六品より九品は俱に銀、余人は瓷、漆木器を用う」（談遷『東林雜俎』）という規則があつた。最後に、古人は溺酒を「急須」と呼んだが、明人が誤って貯酒の器を「急須」と呼んだという笑い話を紹介している。

第二節では酒社について述べるが、純粹に飲酒を楽しみとする酒社は多くなかつたらしい。明代の酒社には三種のタイプがあり、第一種は吃会であり、期望に社廟で飲食し、余錢を貯えておいて、会中の人の緊急の際に協助したものである。第二種は一番普遍的なもので、飲酒を楽しみながら、詩文を作つたものである。著者は無錫の黃瑜が主持した「蓮花酒社」（『錫金識小錄』卷五）を紹介している。第三種は国事を議論する政治性をもつた酒社である。謝國楨教授の『明清之際党社運動考』の中に、詳細に大江南北の結社（文社）について叙述している。「國門產業之社」について言えれば、その成員は復社の人や東林党人の遺孤であつたといふ。黃宗羲『南雷文約』の中でも、その事を物語つてゐる。

第三節では酒徳に論及するが、古人は往々飲酒、彈琴、作詩を一括して、三者に対する修養をそれぞれ琴道、酒徳、詩思といった由である。然し、文化素養の同一でない人は、酒徳の規準については完全に一致しなかった。何良俊の挙げた十点の「酒之辱」は、酒徳の欠乏の表現である。「四友齋叢說」には、「大凡飲酒、或起坐、或遷席、或喧譁、或沾酒淋漓、或攀東指西与人廝頬、或語及財利、或稱說官府、或言公事、或道人短長、或發人陰私、此十矣皆酒之辱也」と述べている。然し、酒徳の最も壞わされたものは、酒で人を虐めることで、強いて酒を飲ませることは虐待と異ならなかつた。嚴嵩の子世蕃はその典型的な例だといふ。その他、汪海雲が鼻を用いて酒を飲んだ例（周暉『金陵瑣事』）や万曆時の松江知府方廉が、酒席の場合、果物酒を用い、酒菜も五、六盤以内にしなければ、宴に応じなかつた事實を紹介する。

第四節では酒品について述べるが、まず酒色については各人によつて好みがあり、一様ではないが、田芸衡『留青日札』を引いて、紫酒、黃酒、綠酒、清酒、濁酒、黒酒を挙げている。次に、酒味として、やはり『留青日札』によつて、甜酒（最も喜ばれない）、香醪酒、蒸酒、生酒、凍漿酒、灰酒などのあつたことを述べている。更に、謝肇淛『五雜俎』を引いて、謝氏の品酒を紹介する。統いて、宋

起鳳『稗説』によつて、宋氏の品酒をも述べている。著者は、宋氏の品酒は我々をして大体全面的に明代の酒品を了解せしめる所があるとしている。

第五節では酒と礼俗の関係について述べる。最初に「鄉飲酒礼」について説明している。鄧子琴氏（一九〇二～八四）によれば、古代の郷飲酒礼の主要な内容は、選舉、尊賢、運動、祭祀、敬老、貴爵の六点であった。明代では洪武五年に天下に郷飲酒礼を実施するよう詔が出され、同六年には『郷飲酒礼圖式』が頒布され、更に一八年、二二年にも郷飲酒礼が重定されたという。最後に、沈榜『宛署雜記』に記されている、郷飲酒礼に関する記述は、非常に貴重な資料であると指摘している。統いて酒と節日の関係を述べ、更に酒と祭祀の関係に言及する。著者が「民間の婚喪嫁娶には、すべて酒を切り離せない」とするのは、まさに至言であろう。更に、特殊な情況下で「茶を以て酒に代え」、「水を以て酒に代え」た事例を紹介している。

第六節では、酒と文学の関係について言及するが、最初に「酒令」を紹介している。酒令とは、中国の酒宴の席で行われた遊戯で、一人が令官となり、他の者はみな令官の号令に従つて、違犯した者は罰杯を受けるものであつた。その形式は色々あつたが、著者によれば、「擊鼓催花令」が最も盛行したという。而して具体的に李東陽、田芸衡、

王文卿、袁宏道らの行なつた酒令を紹介している。著者は、酒令は必ずしも専ら消遣の物ではなく、その中には進歩的思想を有するものもあつたとしている。要するに、酒令も社会生活の反映で、歓樂もあり、憤怒もあり、悲哀もあつたという。終りに、馮夢竜が友人と夜飲した際に、『四書』の句を薬名に配して酒令を行なつた事実を挙げている。続いて、酒対聯、駢語、戯曲と酒について述べている。李開先の『宝劍記』や湯顯祖の『牡丹亭』の中にも酒が出てくるが、特に小説に現われる酒との関連は、注目すべきだとしている。明朝酒文化の角度からみれば、明人の小説の中に描かれている酒に関する叙述はきわめて重要な価値がある。勿論、明の正史には酒にふれた記載は殆ど見られない。それ故、我々は明朝酒文化の全貌を、野史、文集、筆記などの中から探し出し、史実を検出して、それを分析、総合すべきであると、著者は主張している。明の小説の中でも、特に『金瓶梅』には、大量に飲酒場面の描写があるから、我々はそれを通して酒文化の情景を見出すべきだという著者の指摘は傾聴に値する。我々は歴史を研究する上で、特に小説にもう少し注目すべきであろう。統いて、酒と詩歌の関係を述べ、酒と民間文学の関係にも及んでいる。民間文学としては、民歌、笑話、神話について述べている。

最後の第七節では、酒と芸術の関係に及んでいる。つまり、文学を除く絵画、製陶、音楽、戯術などと酒との関連を論じてゐるが、ここまで来ると、いささか附会の嫌いがないでもない。更に、第四章の酒と医学、園林、旅游との関係については、省略しても好かつたのではないかとの感じもある。但し、薬酒、特殊薬酒、醒酒方に関する叙述には、注目すべきものがある。

以上の如く、本書は酒に関わる一切の事象を網羅したエンサイクロペディアともいべきものである。實に丹念に明代における酒文化の資料を蒐集している。酒に関する明代の隨筆、詩文集、小説、類書、あるいは史書に見える資料を、大小となく博搜している。これらの資料を大別する大枠として、社会、政治、文化芸術の各章を立てたわけである。最後に、酒と医学、園林、旅游との関連について、一章を立てているが、前述した如くこれは別に章を設けなくて、例えは医学については文化の中に組み入れてもよいわけである。兎に角、各種の文献の中、これほど沢山の酒に関する記述があるということは、明代の人々の生活の中で、酒がそれほど重要な役割を占めていたことを示すものである。今後、我々が明代社会史を研究する場合、ぜひとも本書を参考にする必要があろう。本書には、中国の研究者の著書には珍しく、三一頁にわたる詳細な索引が付

(一九九〇年五月、東大図書股份有限公司、台北、A
五判、一九二頁)

加されている。我々はこの索引を活用することによつて、個々の事項に関する記述を容易に検索できるわけである。このような興味深い著書をあらわされた王春瑜氏の努力を多とせねばならぬ。

聞くところによれば、中国では現在学術書を刊行することは容易ではないらしい。原稿を完成した後、刊行まで何年も待たねばならないのが実情のようである。王春瑜氏も本書の出版が容易でないために、偶々大陸の親族を訪ねるため訪中した台湾の学者張存武教授に依頼して、この原稿を台北に携行し、蘇同炳教授(『明代駢遞制度』の著者)とはかつて、東大図書出版公司より刊行することになったのである。このような形で、大陸、台湾間の学術交流が進むのは、本当に好ましいことであると云えよう。

本書の巻末には、引用書物として、明代の文献八七点、清代の文献二四点、近代の文献一五点および其の他の文献五点が挙げられているが、近代文献の中で直接酒に関するものは、陳香『酒令』(国家出版社、台北)および胡山源『古今酒事』(世界書局、一九三九、上海書店影印、一九八七)の二点にすぎない。その事は、今後このような文化史の研究が、如何に必要であるかを示すものと云えよう。中國の食文化に関する研究が、一層推進されることを期待してやまない。